

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する 離職者等の方を対象にした市営住宅の一時提供について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇等により、現に居住する住宅からの退去を余儀なくされた方を対象に、市営住宅を一時提供します。

■対象者

住宅を失うこととなった理由が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇、雇止め、廃業等に起因する方。

■入居条件など

(1) 家賃等

【家賃】3か月無償

【敷金】免除

【その他(水道光熱費、共益費等)】入居者負担

- (2) 中津川市に住所を有する方、または中津川市内に勤務されていた方
- (3) 所得要件：なし
- (4) 連帯保証人：不要
- (5) その他：暴力団構成員でないこと

お問い合わせ先

リニア都市政策部 都市建築課 住宅係 担当者：伊藤富士男
電話：0573-66-1111（内線208）